農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。また、必要に応じて、農林漁業団体、猟友会、鳥獣の保護及び管理に関する学識経験者等の意見を聴取するなど、適確な被害防止対策の実施に努める。

国は、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施するため、農林水産省、環境省その他関係省庁による鳥獣被害対策推進会議を開催する。

(2)　地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携・協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

なお、国は、地方公共団体相互の連携・協力が図られるよう、必要な支援に努める。

9　(3)・(4)　（略）

研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術、生息数推計手法、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に関する技術等の研究開発を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成や普及指導員の活用等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。

9　人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成、捕獲等の担い手の育成及び技能向上その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員を始め、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。

10・11　（略）

二　被害防止計画に関する事項

1・2　（略）

農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。また、必要に応じて、農林漁業団体、猟友会、鳥獣の保護及び管理に関する学識経験者等の意見を聴取するなど、適確な被害防止対策の実施に努める。

なお、国においては、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施するため、農林水産省、環境省、文化庁、警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省及び防衛省による関係省庁連絡会議を開催するとともに、当該連絡会議の充実強化を推進する。

(2)　地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

8　(3)・(4)　（略）

研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術並びに生息数推計手法等の研究開発を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成、普及指導員の活用、多様な媒体を用いた分かりやすい情報発信等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。

10　人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術（食品としての利用等に適したものを含む。）を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成、捕獲等の担い手の育成及び技能向上その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員を始め、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。

11・12　（略）

二　被害防止計画に関する事項

1・2　（略）